



「コミュニティユニオン東京」ニュース NO-063号 2015年2月25日
 170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5F
 TEL 03-3946-9277 FAX 03-3943-0936 E-mail staff@cutokyo.jp
<http://www.cutokyo.jp> 「こみゅーと」ラテン語「流れを変える」
 「こみゅーと」バックナンバーをホームページで読めます

反対を押し切り、「残業代ゼロ」「過労死促進」制度を 塩崎厚労相に建議、国会上程ねらう 今の日本には長時間労働と不安定雇用の規制強化こそ必要！

安倍政権がねらう労働時間法制改悪にむけて厚労省が諮問機関の労働政策審議会の分科会に報告書案を提出、決定しようとしています。2月13日労働代表の反対を押し切り、「残業代ゼロ」「過労死促進」制度である「高度プロフェSSIONAL制度」創成など求める報告をとりまとめ、塩崎厚労相に建議しました。建議は、使用者側要求をほぼ丸のみ、一方、労働時間の上限規制、就業から始業までの勤務間インターバルなど労働者側の要求は全く無視、企業寄りの政策を強引にすすめています。派遣労働の対象職種の緩和が徐々に図られたように、アリの一穴がごとく、働くルールの崩壊につながりかねません。働く人の心と体を脅かす「規制緩和」が成長戦略の柱と位置付けるなど言語道断です。厚労省は3月にも法案の国会上程をねらっています。今の日本には、長時間労働と不安定雇用の規制こそが必要で。共同を広げ改悪を止めさせましょう。

実現しよう！ 大幅賃上げと雇用の安定

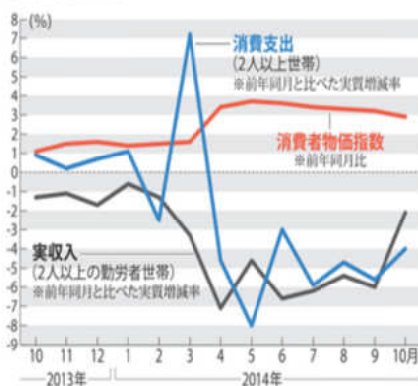
東京春闘共闘会議 事務局長 松本秀典

はじめに

2015年は、敗戦、終戦から70周年であり、春闘60周年の節目の年です。安倍政権は軍事国家、国民生活破壊への暴走を加速させています。

アベノミクスの経済政策として、物価目標を2%に設定するというインフレターゲット政策と円安政策を進めています。株が上がり、金持ちはもっと金持ちになりました。円安により、自動車などの輸出

家計と物価の動き



※総務省の資料を基に作成

産業は、大儲けしています。しかし、GDP (国内総生産) は、4月～6月、7月～9月期の2四半期連続で大幅な落ち込みが続いています。円安による食料品や生活必需品の値上がり

と消費税増税により、消費が大幅に冷え込んでいるからです。アベノミクスは、国民の暮らしを壊し、日本経済も壊しました。

1、昨年の春闘は物価上昇に届かない賃上げ

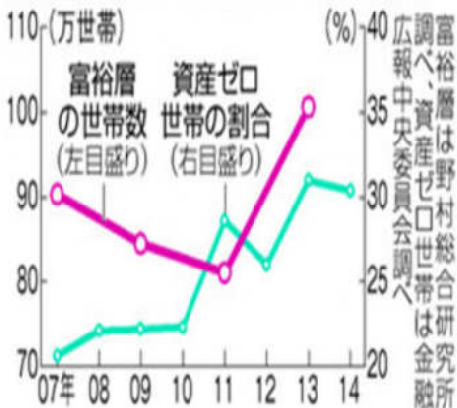
2014年春闘は13年に引き続き「賃金引き上げのたかい」を重視しました。すべての組合が「ベア要求」を掲げ、「ベア獲得」にこだわり、すべての労働者の賃上げをめざしたたかいを展開しました。5月、6月まで粘り強い運動の結果、東京春闘共闘の賃上げ額は、平均5,527円と、一昨年を452円上回りました。しかし、賃金上昇や最低賃金の上昇は2%強にとどまりました。

円安や消費税増税により物価が上昇したため、賃上げ率を物価上昇率で割り引くと約0.5%「賃下げ」になりました。実質賃上げ率がマイナスになったのは34年ぶりです。生活改善につながりませんでした。

2、15春闘をめぐる情勢の特徴

安倍政権は、政権維持を図るため、130兆円に上る公的年金を投入して株価を吊り上げ、法人税の引き下げと労働法制大改悪にり、大企業の利益を上げようとしています。大企業の内部留保は1年間で20兆円も増え、内部留保総額は、285兆円にも達しています。「成長戦略」は日本の食・農や医などを破壊するTPPの推進、原発再稼働・

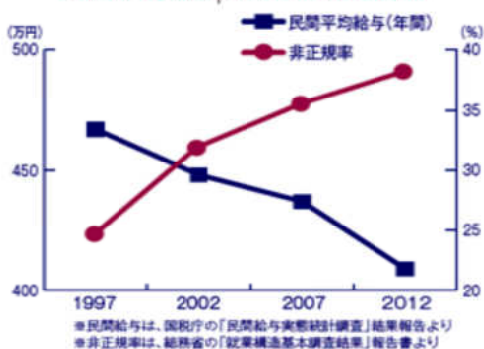
富裕層が増える一方、資産ゼロ世帯も増加



輸出、武器輸出、カジノ賭博解禁のメニューが掲げられ、国民のいのちと暮らしを守る視点はまったくありません。

デフレの最大の原因は国内の需要が弱いこと、消費が伸びないことです。昨年の民間労働者の平均年収は414万円と前年比1.4%のプラスでしたが、1997年のピークから53万7千円もマイナスのままです。10年以上にわたり賃下げがつついている国は世界にありません。年収1千万円超が14万人増えて186万人に達する一方、200万円以下も30万人増えて1,120万人になりました。格差が拡大しています。年収減の最大の要因は非正規労働者の急増です。非正規労働者は全体で約2,043万人となり初めて2,000万人を突破、比率も38.2%と過去最大を更新、

民間平均給与(年間)と非正規率

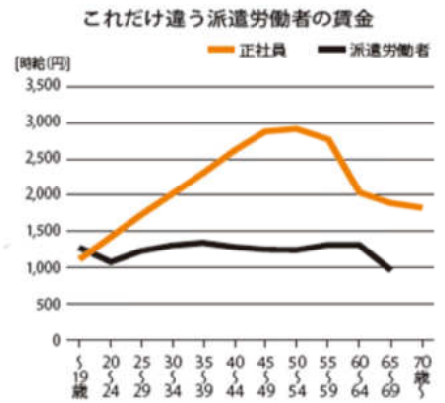


その平均収入は、正規労働者の4割以下です。

3、生活改善を勝ち取る春闘に

いま求められていることは非正規労働者を含む、すべての労働者の大幅賃上げによる暮らしの改善と、それによる日本経済の活性化です。自ら

望まないで非正規になって



いる非正規社員を全員、正社員にし、均等待遇にすることは。民間も大幅賃上げを勝ち取り、

4、安倍政権の暮らし破壊とたたかう15春闘

公務員賃金に波及させ、最低賃金大幅引き上げに向けて弾みをつけることで、賃金引き上げの好循環を作り出しましょう。ここにこそデフレからの脱却と「日本経済の持続的な成長」の確かな道があります。

15春闘は物価上昇(インフレ)という近年なかった状況の下での春闘です。「実質賃金のこれ以上の低下は断じて認められない」ことを深く意思統一し、賃金を底上げするベースアップにこだわり抜き、すべての労働者の大幅賃上げを実現して暮らしを改善することに、組織の総力を挙げてたたかいます。具体的金額としては、月額2万円以上、時間額150円以上の賃上げをめざします。賃金闘争で前進することは、労働者の暮らしを改善するだけでなく、アベノミクスの流れを変え、日本経済の本物の好循環を作り出していく上でも最重要の課題です。

5、労働法制大改悪阻止と

国民的課題のたたかい

私たちは、生活改善の春闘をたたかいながら、残業代ゼロ・過労死促進法、派遣労働への規制をすべて取り払い、正社員を派遣労働者や解雇自由の限定正社員にし、正社員をゼロにする法、解雇の金銭解決などの労働法制大改悪法案に反対する課題をはじめ、平和、原発や消費税増税、社会保障改悪反対などの国民的諸課題をもたたかいぬき、安倍暴走をストップさせるために全力をあげます。

6、組織の拡大強化

たたかいを進めるには、数の力が重要です。具体的な春闘の課題と結びつけ、「車の両輪」として、組織拡大に取り組むことが重要です。

「CU東京三多摩協議会」結成にむけ 「準備会」発足

2月18日 国分寺労政会館

2月18日、国分寺労政会館でCU東京三多摩協議会の準備会の発足の会議が開かれ24人が参加しました。発足にあたって東京土建の三多摩の各支部を訪ね、CU東京の役割や活動を説明、協力要請しました。準備会の当日は本部から平山副委員長、高木書記次長が参加。労働組合の役割と出番を学習、三宅さんから当面の進め方と準備会の体制について提案、「三多摩協議会」結成（6月予定）にむけた準備会を確認、準備委員長に佐藤義見（東京土建副委員長）、事務局長に三宅一也、準備委員に大江拓実、宮本一、石川隆、石垣雅之の各氏を選出しました。体制は順次、強化していくことにしました。当面の準備会の連絡窓口はかくの会議後、新しく加入した組合員も駆けつけ交流会を開きました。交流会では、参加者全員が発言し、発足にむけ決意を固めあいました。



挨拶する準備委員長に選出された佐藤さん

労働相談解決のプロセス

2015年2月9日 副執行委員長 川村好正

労働相談内容の第一位は

「解雇・雇止め・退職強要」

2013年4月1日～2014年3月31日までのCU東京各支部が扱った労働相談件数は244件で、うち解決した件数は46件でした。労働相談内容の第一位は「解雇・雇止め・退職強要」、第二位は「労働契約・賃金労働条件」（この内容は、労働条件の不利益変更）、第三位は「賃金未払い・残業代未払い」、第四位は「嫌がらせ・イジメ・セクハラ・パワハラ」となっています。そして、解決手段は、団体交渉が圧倒的で、労基署への申告、労働審判、労働相談情報センターと続きます。解決内用は、団交による金銭和解が多く、次に労働審判による調停となっています。

相談経路のトップは労働相談ホットライン、続いて民主団体からの紹介、次に組合員の紹介、という順です。

労働相談で大切なこと

労働相談で大切なことは相談者と面談し、相談者の抱えている問題がどういう背景でいつ生じたのか、相談者が何を望んでいるのか（要求）を丁

寧に聞き出すことです。相談内容によって、解決手段の選択が異なってきます。その判断内用を分かりやすく相談者に説明することが必要です。この時、組合加入の必要性を押しつけがましくならず訴えることもポイントです。

解決手段としては団体交渉、労働相談情報センターの活用、労基署への申告、労基署の個別労使紛争あっせん、労働審判がありますが、どのような時にどの解決手段を使うのかについて触れます。

どのような場合でも、団体交渉が基本

どのような場合でも、団体交渉が基本ですが（団体交渉を行うためには、相談者の組合加入が必須条件）、相談者がすでに企業の組合員（他の組合員）である場合は、慎重な対応が必要とされます。CU東京は他の組合員であっても加入できますが、他の組合は二重加盟を認めない場合が少なくありません。この場合はCU東京加入を明らかにしないで相談を進めることとなります。明らかにする場合は、他の組合の脱退届けを文書で行うことが必要です。他の組合に加入したままの状態、団体交渉を行うことは出来ない、この

場合は、労働相談情報センターを活用すると良いと思います。

労働相談情報センターの活用

相談者が他の組合員である場合で労働相談情報センターを活用するケースは、相談内容が「賃金未払い・残業代未払い」「労働条件の不利益変更」「嫌がらせ・イジメ・セクハラ・パワハラ」の場合にお願いすると良いと思います。「解雇・雇止め・退職強要」の場合は、相談者が加入する組合に仁義を切って、直接団交申し入れをすることになります。江東である運送会社の社員で、嫌がらせ・退職強要を受けて労働相談情報センターがまず相談者の加入している労働組合に動いてもらうよう依頼し、その労働組合がギブアップした後に労働相談情報センターが直接会社と交渉し、解決した事例がありました。

賃金未払い・残業代未払いの場合

賃金未払い・残業代未払いの場合は、相談者が直接労基署に申告することも可能（労基署に申告の場合は労働組合が動向するのが効果的です）なので、その場合はやり方を親切にアドバイス（先に会社に請求行為をしておくなど）しましょう（未払い残業代の資料は、労働者側が作成する必要があります）。また、賃金切り下げの労働条件不利益変更は、不利益変更後一ヶ月後位なら労基署への賃金未払いの請求が可能です。これを過ぎると弁護士これを過ぎると弁護士に依頼し労働審判の手続きをすることになります。

労働相談情報センターを活用するケースはこの他、経営者の頭が固く労働組合との団体交渉に応じない場合に仲介をお願いしたケースがありました。また、労働相談情報センターの立ち会い団交も行ったことがあります。労働相談情報センターの活用は経営者の姿勢を軟化させる効果があります。

労基署の個別労使紛争あっせんを

利用したケース

労基署の個別労使紛争あっせんを利用したケースは、佐川急便の日払い労働者の雇止め事件で利用したことがあります。団体交渉で会社は解決する意思を表明したものの、社内の稟議を得るため

に公的な機関の「お墨付き」が欲しいということで個別労使紛争斡旋を望み、そこで少額ですが金銭解決をしたことがあります。ただ、個別労使紛争斡旋の場合は労働組合が関与出来ないので注意が必要です。

賃金未払いのケースで、会社が団体交渉に応じないので、簡易裁判所の「少額訴訟」を利用したケースもありました。「少額訴訟」は簡易裁判所の相談窓口でやり方を丁寧にアドバイスしてくれます。事実上倒産状態の会社の賃金未払いは、「賃確法」を利用した「賃金立て替え払い」を利用する方法もあります。この活用は弁護士などのアドバイスを受けた方が良いと思います。

労働審判の活用

最後に労働審判です。団体交渉を積み重ねても解決しない、とくに解雇・雇止めやパワハラの場合（パワハラの場合は精神疾患等の病気に罹患し、何らかの損害が生じているほうが効果的です）に提訴することになります。この場合は、給与明細、労働時間明細、団交議事録、請求項目・金額を揃え、弁護士さんとよく相談することが重要です。労働委員会の活用は、CU東京内の事例が少ないので別の機会に譲ります。

健康食品通販会社 での争議解決

【瓦版 第99号】（PC版）から ユニオンちよだ

健康食品の通信販売などを手がけるZ社では、数々の労働基準法違反の職場実態がありました。それらの改善を求めて頑張っていたAさんに対して、会社は退職勧奨をし、懲戒処分を乱発しました。ユニオンに加入したAさんと私たちは、昨年6月から会社側との間でAさんが安心して働き続けられるよう、また法律違反を解消するよう交渉を積み重ねてきました。体調を崩し休職せざるを得なかったAさんは職場復帰こそ果たせませんでした。その頑張りの結果、未払い残業代の支払いや有給休暇取得手続きの是正など貴重な成果を上げて交渉を決着しました。

